

競争参加者の資格に関する公示

中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）において、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が、入札公告又は手続開始の公示（以下、「入札公告等」という。）を行う建設コンサルタント業務等に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下、「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、この公示は建設コンサルタント業務等の入札公告等において、設計共同体にも競争参加を認める旨が示された場合に適用する。（ただし、政府調達に関する協定の適用を受けるものは除く。）に適用する。

令和4年10月1日

中国地方整備局長 森戸 義貴

1 業務内容

- (1) 業務名 調達案件毎の入札公告等による
- (2) 業務内容 調達案件毎の入札公告等による
- (3) 履行期間 調達案件毎の入札公告等による

2 申請の時期

調達案件毎に入札公告等で示した公示の日（以下、「申請開始日」という。）から参加表明書又は競争参加資格確認申請書の提出期限（以下、「提出期限日」という。）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。）。

なお、一般競争入札方式又は公募型（簡易公募型）競争入札方式の場合、提出期限日の翌日以降（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

公募型（簡易公募型）プロポーザル方式の場合、提出期限日の翌日以降（休日を除く。）当該業務に係る技術提案書の提出の時までにしても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、設計共同体としての資格が認定されない場合は、技術提案書を提出できない。

受付時間は（受付期間中の各日とも）10時00分から17時00分までとする。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下、「申請書」という。）は、国土交通省中国地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。

ホームページアドレス：<http://www.cgr.mlit.go.jp>

「発注・契約・申請関係」－「一般競争参加資格関係」

－「共同企業体・設計共同体の申請について」の順で検索のこと。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に【〇〇業務（注1）】設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）（以下、「設計共同体協定書」という。）の写しを添付し、持参、郵送（必着。書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。提出場所は以下のとおりとする。

〒730－8530 広島県広島市中区上八丁堀6番30号

中国地方整備局 総務部 契約課 調査係 電話 082-221-9231（代表）

電子メールアドレス：shikaku-zuiji@cgr.mlit.go.jp

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、資格がないものとする。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

- ① 調達案件毎の入札公告等にて定める単体企業に係る参加資格（以下、「参加資格」という。）を有すること。
- ② その他、調達案件毎の入札公告等に示された条件を満たしている者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

中国地方整備局（港湾空港関係を除く）における建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認

定されるためには、参加資格の要件を満たしていない構成員（以下、「無資格構成員」という。）が参加資格の要件を満たすことが必要である。

この場合、一般競争入札方式又は公募型（簡易公募型）競争入札方式においては、無資格構成員が開札の時までに参加資格の要件を満たしていないときは、設計共同体としての資格がないものとする。公募型（簡易公募型）プロポーザル方式においては、無資格構成員が当該業務に係る技術提案書の提出の時までに参加資格の要件を満たしていないときは、設計共同体としての資格がないものとする。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

なお、設計共同体としての資格の有効期間中に参加資格の要件を欠くこととなった場合には、設計共同体としての資格を取り消すことがある。

8 その他

(1) 設計共同体の名称は、「【〇〇業務（注1）】△△・××設計共同体」とする。

(2) 公募型（簡易公募型）プロポーザル方式の場合、当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、調達案件毎の入札公告等に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

注1：【〇〇業務（注1）】は調達案件毎の入札公告等による業務名とする。